

第 1 1 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 2 6 日（月）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 1 1 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

6	番	青	木	義	春
9	番	上	野	勇	樹

議長 これより、第11回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は10名でございます。
上野委員、青木委員におかれましては欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。10番 山田 委員、11番 背尾 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第11回南幌町農業委員会総会は、4月26日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第11回南幌町農業委員会総会
は、4月26日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和3年3月25日、第10回農業委員会総会を開催した。
4月8日、空知農業委員会連合会第1回通常総会が岩見沢市で
開催され、会長出席した。以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定

により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和3年4月26日提出。南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、4件でございます。

いずれも、認定年月日は令和3年4月16日、有効期限が令和8年4月15日までとなっております。

認定番号3の4の1、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。再認定です。

認定番号3の4の2、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。再認定です。

認定番号3の4の3、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。再認定です。

認定番号3の4の4、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、151経営体のうち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和3年4月26日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者ですが、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 432㎡他計5筆ございまして、52, 358㎡となります。届出をした日ですが、令和3年4月14日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者ですが、札幌市〇〇区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇の〇〇号、〇〇〇〇。土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 999㎡となります。届出をした日ですが、令和3年4月15日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済といたします。

議長 **日程第6** 議案第1号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。令和3年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、札幌市〇〇区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇の

〇〇〇号、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 999㎡となります。以上でございます。

8 番 議長 8 番

議長 8 番 野呂田委員

8 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。以上でございます。

議長 長 只今、野呂田委員より、相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、4番 江郷委員、6番 青木委員、9番 上野委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議長 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第1号農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第7 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申出があったので、審議願い意見を求める。

令和3年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、3件でございます。格納庫及び乾燥施設を建設するための転用でございます。

1件目の転用計画者は南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で868㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、格納庫を設置する計画を立てましたが、既存の宅地内には余地がなく、農振地域外に土地を求めるべく検討を行ったが、南幌町土地利用計画上、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定されており、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して利用上の都合が良いので格納庫の建設には最適であると判断しました。

従って、土地利用状況から代替地が見当たらず、農用地区域内における土地利用上支障がなく、かつ、農地の集団性が保持され、混在等が生じない土地であり、基盤整備事業等の補助事業対象外地として当地が本計画の最適と判断し、選定を行ったとなっております。

事業計画につきましては、土地造成868㎡、格納庫194.40㎡、エプロン8.30㎡、作業通路426.47㎡と

なり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料 1-1 農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料 1-1 をご覧ください。転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納庫の建設、工事計画の着工は令和 3 年 〇月初日から令和 3 年 〇月末日の予定となっております。農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地区分については、農用地区域内農地で 868㎡となり、農地法第 4 条第 6 項第 1 号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合がよく耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第 4 条第 6 項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内農地であります。土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。

2 件目の転用計画者は南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で 437㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、格納庫を設置する計画を立てましたが、既存の宅地内には余地がなく、農振地域外に土地を求めるべく検討を行ったが、南幌町土地利用計画上、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定されたおり、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して利用上の都合が良いので格納庫の建設には最適であると判断しました。

従って、土地利用状況から代替地が見当たらず、農用地区域内における土地利用上支障がなく、かつ、農地の集団性が保持され、混在等が生じない土地であり、基盤整備事業等の補助事業対象外地として当地が本計画の最適と判断し、選定を行ったとなっております。

事業計画につきましては、土地造成 670㎡、非農地 233㎡を含みます。格納庫 194.40㎡、エプロン 14.10㎡、作業通路

189㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料1-2農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1-2をご覧ください。転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納庫の建設、工事計画の着工は令和3年○月初日から令和3年○月末日の予定となっております。農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地区分については、農用地区域内農地で437㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合がよく耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内農地であります。土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。

3件目の転用計画者は南幌町南○○線西○○番地、○○○○○○○○。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向○○○○番の○の内、田で782㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、乾燥施設を設置する計画を立てましたが、既存の宅地内には余地がなく、農振地域外に土地を求めるべく検討を行ったが、南幌町土地利用計画上、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定されたおり、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して利用上の都合が良いので乾燥施設の建設には最適であると判断しました。

従って、土地利用状況から代替地が見当たらず、農用地区域内における土地利用上支障がなく、かつ、農地の集団性が保持され、混在等が生じない土地であり、基盤整備事業等の補助事業対象外地として当地が本計画の最適と判断し、選定を行ったとなっております。

事業計画につきましては、土地造成782㎡、乾燥施設388.80㎡、作業通路180.75㎡となり、詳細につ

きましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料 1-3 農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料 1-3 をご覧ください。転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は乾燥施設の建設、工事計画の着工は令和 3 年〇月中日から令和 3 年〇月末日の予定となっております。農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地区分については、農用地区域内農地で 782㎡となり、農地法第 4 条第 6 項第 1 号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合がよく耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第 4 条第 6 項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内農地であります。土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 2 号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第 8 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否
の決定を求める。

令和3年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、3件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

1件目の転用計画者は南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。
所在と地番は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で868㎡です。
申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存宅地に隣接し、農道に面して利用上の都合が良いので格納庫を建設するものです。

続いて、資料2-1の農地法第4条調査書について説明いたします。資料2-1をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。

(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

2件目の転用計画者は南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。
所在と地番は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で437㎡です。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地

は既存宅地に隣接して、利用上の都合が良いので格納庫を建設するものです。

資料 2-2 の農地法第 4 条調査書について説明いたします。資料 2-2 をご覧ください。

1 立地基準の (1) 申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。2 一般基準の (1) 事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。

(2) 被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

3 件目の転用計画者は南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。所在と地番は空知郡南幌町字幌向〇〇〇〇番の〇の内、田で 7 8 2 m²です。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、乾燥施設を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存宅地に隣接して、利用上の都合が良いので乾燥施設を建設するものです。

資料 2-3 の農地法第 4 条調査書について説明いたします。資料 2-3 をご覧ください。

1 立地基準の (1) 申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、乾燥施設を建設するには困難である。次ページをお開きください。2 一般基準の (1) 事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。

(2) 被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地へ

の影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

8 番 議長 8 番

議 長 8 番 野呂田委員

8 番 1 件目と 2 件目につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に格納庫を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われ。以上です。

1 番 議長 1 番

議 長 1 番 白倉委員

1 番 3 件目につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に乾燥施設を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われ。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和3年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が4件、利用権の設定が1件でございます。

所有権移転 整理番号3の4の1の買い手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で22,662㎡他計2筆ございまして45,602㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の4の2の買い手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で3,296㎡他計6筆ございまして58,538㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の4の3の買い手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で3,642㎡他計10筆ございまして45,554㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の4の4の買い手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で
2, 990㎡他計3筆ございまして42, 350㎡となります。
価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定、整理番号3の4の1の借り手は、
南幌町〇〇〇丁目〇番〇〇の号、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南
〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇
〇〇〇番の〇、畑で1, 690㎡となります。利用権の期間です
が、令和〇年4月26日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上で
ございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定に
ついては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。第11回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いた
したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第11回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午前9時34分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

10 番

11 番